

②防衛医科大学校の卒業生で学費返納者
(償還金支払い)の数と割合

| 年度 | 医官在職者数 | 学費返納者数 | 医官在職者数から 学費返納者数の割合 |
|--------|--------|--------|-----------------------|
| 平成25年度 | 848 | 15 | 1.8% |
| 平成26年度 | 875 | 15 | 1.7% |
| 平成27年度 | 899 | 10 | 1.1% |
| 平成28年度 | 892 | 11 | 1.2% |
| 平成29年度 | 906 | 6 | 0.7% |
| 平成30年度 | 937 | 3 | 0.3% |
| 令和元年度 | 961 | 6 | 0.6% |

①防衛大学校卒業生数(※)と任官辞退者数

※ 本科卒業生のうち、留學生を除いた人数

| 卒業年度 | 卒業生数 | 左のうち任官辞退者数 | 卒業生数に占める 任官辞退者数の割合 |
|--------|------|------------|-----------------------|
| 平成25年度 | 434 | 10 | 2.3% |
| 平成26年度 | 472 | 25 | 5.3% |
| 平成27年度 | 419 | 47 | 11.2% |
| 平成28年度 | 380 | 32 | 8.4% |
| 平成29年度 | 474 | 38 | 8.0% |
| 平成30年度 | 478 | 49 | 10.2% |
| 令和元年度 | 417 | 35 | 8.4% |

自衛官出身者として初めて大使に任命された元防衛省情報本部長の大塚海夫氏が27日、自衛隊が唯一の海外拠点を置くアフリカ東部ジブチに赴任する。さらに大塚氏の妻の中谷好江前外務省経済局漁業室長も今月末に駐パラグアイ大使として赴任することが決まった。出国前に両氏に話を聞いた。

初の自衛官出身大使 夫人も大使に

産経
20.10.21

大使としての抱負は「日本とパラグアイは平成28年に日本人移住80周年、昨年は修好100周年を迎えた。次の100年に向け、2国間関係を新たな高みに引き上げたい」

パラグアイは日本人になじみが薄い。「牧歌的なイメージがあるかもしれないが、首都アスンシオンは建設ラッシュだ。周辺の大国と比べ政治と経済が安定し、治安が圧倒的にいい。日本企業もこの7、8年で増え、現在は

自衛官出身者で初めて大使に起用された

「軍事が外交の大きな要素であることは国際的な常識だ。PKO（国連平和維持活動）など軍事力の平和利用による国際貢献を推進するためにも、元自衛官の起用がプラスになるとの発想があるのかもしれない」

ジブチには自衛隊唯一の海外拠点があり、海賊対処などにあたっている

「ジブチは欧州とインド洋を結ぶシーレーン（海上交通路）

大塚海夫 駐ジブチ大使

中谷好江 駐パラグアイ大使



(田中一世撮影)

海上の要衝 自衛隊拠点の安定図る

おおつか・うみお 昭和58年に防大卒業後、海上自衛隊に入隊。護衛艦「とね」艦長、練習艦隊司令官、海自幹部学校校長などを経て、防衛省情報本部長を最後に昨年12月に退官した。

の要衝に位置する。現地で活動 貢献したい。大きな経済発展のする自衛隊の任務を理解する者 可能性を持つアフリカ大陸のゲとして、拠点の安定的な利用に トウエー（玄関口）の国でも

あり、関係強化に努める」

防衛省情報部門の元トップの起用には、軍事情報の収集強化の狙いもあるのでは

「選ばれた背景には海上自衛隊の制服を約40年着た経歴があるかもしれない。ジブチには米 国や友好国の軍隊がいる。政府 がその人たちのネットワークを外交にも生かすことができる」と考えた可能性はある」

大使就任を打診されたときの心境は

「突然で驚いた。リタイア後の夢は、妻が大使になったときの車の運転手で、退官後は妻の外出時に私が運転して練習した。私には外交の専門的な知見はないが、部下は専門家だ。海自の艦長時代も船の専門家をつまき使ったが仕事だった。ジブチ大使館は世界で最も若い館員がそろった在外公館で、彼らと国威発揚に尽力することを楽しみにしている」

(田中一世)



(酒巻俊介撮影)

日系社会が土台 経済関係を高みに

なかたに・よしえ 昭和58年、東京外国語大（スペイン語学科）卒業後、外務省に入省。在メキシコ日本大使館一等書記官、在パラグアイ日本大使館参事官などを経て、令和2年8月まで外務省経済局漁業室長。

人口約700万人のうち日系人は約1万人にすぎないが、存在感は非常に大きい。移住した日本人がみそ、しょうゆの原材料として栽培を始めた大豆は、移住地で導入した新しい栽培法が全国に広がり、生産量が爆発的に増えた。パラグアイは大豆の輸出量で世界第4位。日系人は経済発展の礎を築いたとして一般国民からも感謝されている

「日系社会との連携は、日本社会は、何百人もの外交官に相当する重要な資産。日系人は各国との『懸け橋』という言い方をよくするが、実際は懸け橋以上の存在だ。大事にしなければならぬ」

遠距離夫婦になるが「そもそもわれわれは一緒に住むのが難しいカップルで、これまでよくあることだった」

(ジブチとアスンシオンは)たった1万1600キロの距離だ」

(原川貴郎)

自動車部品メーカーなど約20社が進出している。さらなる誘致に向け、パラグアイの潜在力を

「土台にあるのは日系社会だ」

「2国間関係の特徴は」

◆御依頼日：11月25日

◆御依頼内容

日独防共協定に係る大島駐独大使の「暴走」について、その理由、影響がまとめられた資料。

標記の御依頼について、以下の資料を御用意いたしました。

大島浩は、現役の陸軍将校として駐ドイツ大使館付武官を務めていた際に、陸軍参謀本部の指示を受けて、日独防共協定（昭和11（1936）年11月25日調印）の交渉を駐ドイツ特命全権大使を通さずに進めており、大使に任命されてからは、日独伊三国同盟の交渉¹において有田八郎外務大臣の指示に反する行動を取りました。

これについて、大島は大使でありながら、外務省を通さずに参謀本部と直接連絡を取っていたと言われていています（資料1, p.70.）。また、日本政府に同盟の締結を働きかける行動まで取ったことについては、もともとは陸軍の意向を受けて行動していたが、ヨーロッパの外交に翻弄され、ドイツのリッペントロップ外相の意向を受けて行動するようになっていったと述べられていました（資料2, pp.132-133.）。

有田外相の指示への抵抗については、大島は駐在武官在任中に陸軍から指示されていたドイツと相互軍事援助を約束する同盟を締結するという意向をすでにドイツ側に伝えており、対ソ連に限った軍事援助を秘密協定として結ぶことを求める外相の指示がこれと食い違っていたために、前言を翻すことに抵抗したという理由が挙げられています（資料3, pp.61-62.; 資料4, p.366.）。

【資料】

1. 鈴木健二「武官物語 4 軍人外交の頂点に立つ大島浩」『国防』27巻5号, 1978.5, pp.63-76.
2. 鈴木健二『駐独大使大島浩』芙蓉書房, 1979, pp.127-136.
3. デビッド・J・ルー（田島周子訳）『太平洋戦争への道程—蘆溝橋より真珠湾へ—』原書房, 1967, pp.57-79.
4. 青木得三『太平洋戦争前史 第2巻』学術文献普及会, 1953, pp.344-367.

担当：外交防衛課 林 瞬介（内線：衆議院から 98-22312 / 参議院から 970-22312）

¹ ドイツが日本側に秘密でソ連と独ソ不可侵条約を締結したため、交渉は中断し大島は更迭された。

令和2年9月11日

内閣総理大臣の談話

令和2年9月11日

1. 私が内閣総理大臣の任に就いて7年8ヶ月、我が国の安全保障政策に大きな進展がありました。平和安全法制を成立させ、日米同盟はより強固なものとなりました。我が国自身の防衛力向上と、日米同盟の強化、更には「自由で開かれたインド太平洋」の考え方にに基づき諸外国との協力関係を構築することにより、我が国周辺的环境をより平和なものとするべく努力してまいりました。
2. 我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。特に、北朝鮮は我が国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有しています。核兵器の小型化・弾頭化も実現しており、これらを弾道ミサイルに搭載して、我が国を攻撃する能力を既に保有しているとみられています。また、昨年発射された新型の短距離弾道ミサイルは、ミサイル防衛網を突破することを企図していると指摘されており、このような高度化された技術がより射程の長いミサイルに応用されることも懸念されています。
3. このような厳しい状況を踏まえ、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、何をなすべきか。やるべきことをしっかりやっていく必要があります。まず、イージス・アショアの配備プロセスの停止については、その経緯を確認し、既に公表したところです。その上で、その代替として取り得る方策については、検討を進めているところであり、弾道ミサイル等の脅威から、我が国を防衛しうる迎撃能力を確保していくこととしています。
4. しかしながら、迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことが出来るのか。そういった問題意識の下、抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討してまいりました。もとより、この検討は、憲法の範囲内において、国際法を遵守しつつ、行われているものであり、専守防衛の考え方については、いささかの変更もありません。また、日米の基本的な役割分担を変えることもありません。助け合うことのできる同盟はその絆（きずな）を強くする。これによって、抑止力を高め、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないでしょうか。
5. これらについて、与党ともしっかり協議させていただきながら、今年末までに、あるべき方策を示し、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に対応していくことといたします。
6. 我が国政府の最も重大な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして、領土・領海・領空を守り抜くことです。これは、我が国が独立国家として第一義的に果たすべき責任であり、我が国の防衛力は、これを最終的に担保するものであり、平和国家である我が国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものです。そして、我が国の繁栄の不可欠の前提である、我が国の平和と安全が維持されるよう、今後とも、政府として取り組んでいかなければなりません。

しているものだと思っております。ということをごさいます。

○岡田委員 やめた方がいいと思わせるにはそれ相応のものを持たないと抑止力にはなりませんねということをおっしゃっているわけですね。中途半端な、数発ミサイルを撃てたとしても、相手がそのときには更に撃ち返す、それを抑止させるためには、ある程度のもので日本も持たざるを得ませんね。

逆に言うと、そういう形でいけば、もちろん、きょうは議論は時間がないのでしませんが、専守防衛との関係も出てくるし、そもそも防衛予算を、例えば、イーリス・アシオの後継、代替をどうするのか、あるいは宇宙もある、サイバーもある、そういう中でどういうふうにして割り振っていくのかということをお考えたときに、大きなそういった抑止力あるいは攻撃能力を持つということが果たして適切なのかどうかという観点、私はこれはしっかりとやってもらいたいと思うんですが、総理、いかがですか。

○菅内閣総理大臣 いずれにしろ、我が国が自衛権を行使できるのは、他国が武力攻撃に着手した時点であり、いわゆる先制攻撃を行うことは許されない、その考え方というのは変わっております。

○岡田委員 それは当然だと思えますし、私、別に聞いていないんですね。

ただ、反撃するという場合に、着手した段階でそれに対応するというのは、移動式の発射装置というものがある以上、ほとんどそれはあり得ない。

だから、撃たれたときにそれに対してどう反撃するかという、この議論だと思っておりますね、抑止力の議論というのは、それが中途半端なものだとほとんど意味がありませんね、もっとほかに防衛政策として予算を投入すべきことがあるんじゃないですかということをお聞いているんです。いかがですか。

○茂木国務大臣 日本としてどういった形で防衛力を持つかと。抑止力も含めると、基本的には日米の役割分担のもとで、主に打撃力は米国に依存をし、防衛については日本が担う、こういうもとの役割分担も変わっていき、当然、憲法、そして国際法の範囲でやっていくということになりましてけれども、今変わってきている、例えば北朝鮮の持っているミサイルがどれぐらいあるか、こういったことも考えて、単純に今までの迎撃能力、この向上で国民の命や平和な暮らしを守り抜くことができるのか、こういう問題意識を持って議論を進めているということでありまして。

○岡田委員 私の議論を余り聞いていたではないなかつたのかもしれませんが、北朝鮮が数百発のミサイル、あるいは中国も同じですね、それ以上のもので持っているという中で、日本が攻撃能力をもって抑止力だということなら、それは中途半端なことでは済まなくなりますが、それを本場に踏み切るんですか、憲法の議論は横に置いたとしても、それは果たして日本の防衛政策として適切なことなんですかということをお聞いているわけでありまして。

いずれにしろ、これは年内に意思決定するとい

うふうに書いてある、「今年末までに」と書いてあるんですが、そういうスケジュールは変わっていないんですか、総理。

○岸国務大臣 現在、我が国を取り巻く安全保障環境が大変厳しさを増している状況です。特に、今委員も御指摘の北朝鮮、弾道ミサイルの発射や核実験、こういったものを繰り返している。こうした軍事動向は、我が国の安全に対して重大かつ差し迫った脅威となっているわけです。

こうした中で国民の命と平和な暮らしを守り抜く、こういう政府で最も重大な責務である、これを果たしていかねばいけないわけですから、これを踏まえて議論を進めているところでございます。総理談話を踏まえて、これからスケジュールを詰めていくことをごさいます。

〔山際委員長代理退席、委員長着席〕

○岡田委員 私は、そもそも、これ、イーリス・アシオが頓挫したから今度は敵基地攻撃能力だということ、その脈絡で出てきている話だと思っておりますが、そんな軽いものじゃないというふうに思うんですね。極めて重要、確かに、北朝鮮あるいは中国の核能力、ミサイル能力、そういう中で日本が国民の命と暮らしをどう守っていくかということとは本場に重い課題ですから、しっかりと議論は必要だと思えます。だけれども、余り安易に攻撃能力ということに行ってしまうと、かえって中途半端なことになって、木を見て森を見ずの議論になるんじゃないかということをお聞いているわけでありまして。

強化にまさにつながっていると考えておる次第でございます。

○重徳委員 私は、当時から、安倍総理大臣の責任において始めたこの陸上のイージスですけれども、もちろんさまざまな意味での抑止力にも資するものであると思うんですけども、ことしの九月十一日の安倍前総理の総理大臣の談話の段階では、安倍前総理の認識はもう大分異なってきた。それは、安全保障政策の新たな方針を検討してきた、そしてこれからは、日米同盟、もつときずなを強くして、抑止力を高めて、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要だと。

これは、見方によれば、現状の日米同盟における日本の役割だけでは十分ではないのではないかと、このことを安倍総理が暗に示唆をし、そして、もちろんそれは、自民党の、たしか八月ぐらいに政調から提言が出たりしていましたね。八月四日に政調の提言。ここでも、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力、この保有を政府として早急に検討し結論を出すこと、こういうことを自民党の政調から出されたことにも呼応することだと思っております。

このことはやはり、いわゆる敵基地攻撃能力にこれからの日本の防衛力というものを幅を広げていかないとけないという新たな現状認識に立って、安倍前総理が立っておられたことなのではないかというふうな受けとめております。

そのことが今申し上げました総理大臣の談話に

あるわけですから、この総理大臣の談話において、現行の日米同盟による抑止力、これを、岸大臣から見ると、どのように総理大臣の談話において評価をされているというふうな受けとめておられますか。

○岸国務大臣 まず、日米安保条約に基づく日米安保体制、そして、それを中核とします日米同盟、これは我が国の平和と安全に不可欠である。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増しているわけですが、抑止力も、その重要性はこれまで以上に高まっていると考えております。

我が国として、日米間の緊密な連携のもとで、宇宙、サイバーといった新たな領域での協力を含めて、日米の防衛協力を更に深めながら、みずから守る体制を主体的、自主的な努力で抜本的に強化し、その果たし得る役割の拡大を図る、もつて、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化していきたい、こういうふうな考えています。

談話においては、先ほど御紹介をされましたけれども、助け合いのできる同盟はそのきずなを強くする、これによって、抑止力を高め、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないか、こういう考えを示しております。

政府として、引き続き、談話を踏まえて議論を進めて、あるべき方策を取りまとめたいと考えております。

○重徳委員 今の敵基地攻撃能力については、これも報道によるということではありますけれども、防衛大綱への明記は見送りというようなこと

が報じられておりますが、一つだけ、以前、この委員会において、小野寺元大臣が、敵基地攻撃能力が、我が国の憲法とか国際法とか、あるいは専守防衛という範囲内であることを前提としながらでありませうけれども、さまざまな状況の中でこれを可能とするべきではないか、こういうことを問われたことがあります。

これは、私としては、ちよつと一つ想定を、余り空想のようなことばかり言ってもいけないんですが、一つ、具体的に、北朝鮮からミサイル発射、これは着手があつたなかつたで常に敵基地攻撃能力というのはいい悪いという話になつちやうんですけども、一発目が飛んで、飛来してきて、例えば迎撃できたと。それはもう既に着手があつたと見て、それは武力攻撃が始まつたわけですから、二発目以降のミサイルについては、これはもう既に、少なくとも先制攻撃ではないと見ることでできるでしょうし、二発目以降を封じるために相手の国の領土にある基地をたたくということは、具体的に我が国の法理上許される範囲なのかどうか、このあたりはどのように認識をされていますか。

○岸国務大臣 いわゆる敵基地攻撃と憲法との関係ということになります。

あくまで一般論として申し上げるならば、政府は従来から、昭和三十一年の統一見解を踏まえて誘導弾等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾等による攻撃を防御するのに他の手段がないと認められる限りにおいて、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、

のは、正確には、今、抑止力の考え方として、拒否的抑止力ではなくて、懲罰的な抑止力だと考えます、この考え方はですね。この考え方を、戦略的守勢に徹するということは、論理的に、懲罰的抑止を行わないということであるというふうに考えているんですけれども、我々はですよ。これは、行わないという考え方を政府は持っているということではよろしいでしょうか。お伺いします。

○岸国務大臣　まず、御指摘の栗栖元統幕議長の御発言ですけれども、これは防衛省としての公式な見解を述べたものではないと考えられることから、逐一コメントすることは差し控えたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、政府としては、総理大臣の談話で述べた問題意識のもとで、抑止力を強化するためのミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討していくというところであります。この検討は、先ほども出ていましたけれども、憲法の範囲内、また、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考え方のもとで行われるものである、こういうことで考えております。

○篠原（豪）委員　つまり、今までの戦略守勢というものの徹底は、これは、拒否的な抑止力をどういうふうに行っていくのかという議論に多分なっ

てきているんだと思うんですね。いわゆる攻撃をすることを前提とした懲罰的な抑止力の使い方というものについては、これは、専守防衛の考え方を変えないで、抑止力を強化するために、ミサイル阻止に、今ですよ、ミサイル防衛ということと考えるのであれば、そういった

ことに踏み込むということも今考えているということですか。

○岸国務大臣　我が国の基本的な考え方として、いずれにしても、憲法の範囲内であること、それから、日米間の基本的な役割分担を変えることなく、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考え方のもとで行われる、こういうことでございます。

○篠原（豪）委員　私がここでもう一つ申し上げておきますと、まず、米軍との役割分担というのは当然そうなっているんです。専守防衛というのが必要最小限度の実力行使であり、拒否的抑止であるミサイル防衛が限界に達している場合には懲罰的抑止も必要最小限に含まれていくということになると、これは議論がなかなか変な方向になっていくんじゃないかというふうになりますので、これはすごい大事だと思っていて、聞いています。これはやはりどこまでかというの、これは次から話していきますけれども、そういう話なので言っています。

専守防衛というのは、戦略守勢の徹底であって、拒否的抑止との共通の意味合いがあっても、その反対概念につながる懲罰的抑止まで含んだ概念というのとはとても言いがたいんだらうと考えています。これは攻撃こそ最大の防御とする論理がなければ説明できない考え方なので、そうだとすると、これは言葉の論理を超えた、実際との、本当にそんなことできるのかという話との議論になってくると思いますので、これは通用しないですよ。だって、できないですから。その話はしてまいりません。

じゃ、お伺いしますけれども、一九五六年二月二十九日に船田防衛庁長官が、我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我が国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思います。そういう場合には、これは先ほどの本多先生がお話ししたところの中身をそのまま今読んでいるんですけれども、そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるべきというものでありますと答弁していることをもって、ミサイル防衛という限られた場合にはですよ、これはミサイル防衛を言っているんです、ほかのところに関係ないんです。まずここは、前提はそのなんでしょう。その中で、限られた場合には、他国領域内への攻撃が例外的に憲法上可能であるとされてきたということですね。

しかし、この敵基地攻撃が国際法上禁じられている先制攻撃に当たらないためには、着手事態である必要があるんです、まず。

その着手事態については、一九七〇年の三月十八日の高辻内閣法制局長官がこう言っています。まず武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではない、そういう場合に攻撃することを通常先制攻撃と言う。ちよっと中略しますけれども、武力攻撃が始まったときがいつであるかというのは、

れるようなことまで、憲法上にできるといふように判断をしているのか。これは合憲というふうになるのかどうかというのは、ちよつと確認をしておきます。

○岸国務大臣 武力行使の三要件ですね。必要最小限度の具体的限度は、武力攻撃の規模、態様等から個別具体的に判断されるものである、限られた要件のみをもって判断することではないということではございます。

その上で、いわゆる敵基地攻撃と憲法との関係について、あくまで一般論として申し上げるならば、政府としては、従来から、誘導弾等による攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置をとる。例えば、誘導弾等による攻撃を防御するのに他の手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理的には自衛の範囲に含まれる、可能であるというふうに考えております。

誘導弾等による攻撃を防ぐのに万やむを得ないと認められない場合については、自衛のための必要最小限を超えている、こういうふうには判断をされると思います。

○茂木国務大臣 ちよつと議論を整理させていただきますと、多分、もう少し大きな話からの方がいいと思うんですが。

日米での役割分担というのが基本的にあるわけでありまして、日米間では、我が国の防衛については基本的に日本は防衛的な作戦を実施する。一方で、他国の領域における武力の行使については米国が実施する、こういう基本的な役割分担のも

とで行われる。そこで、何というか、日本の実施する防衛的な作戦の中で、限られた部分、先ほど岸大臣が言った部分については容認をされる場合があるということなんです。

○篠原（豪）委員 これはちよつと私も、じゃ、それだったらお話をしたいと思うんですけども、敵基地攻撃が可能とした一九五六年二月二十二日の船田防衛長官の答弁ですけれども、これは、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれる可能であるとしていきます。これについて、二〇〇三年の石破大臣が、このとき防衛大臣、我が国は日米同盟において敵基地攻撃能力を米軍に依存をし、そして自衛隊は専守防衛に徹することを基本方針としてきたので敵基地攻撃能力は保有をしないというふうに答弁をしています。

つまり、敵基地攻撃能力を保有するには、米国の信頼性に疑問があつて、先ほど限定的と言いましたけれども、恐らくここを指しているのかなと思います。頼りにできないことが憲法上の要件であるというふうに考えます。そうだったですよ。

したがって、米軍の敵基地攻撃に協力する目的で能力を保有するのは、まさに集団的自衛権の発動そのものであつて、憲法の精神に反することであると考えます。その辺についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○岸国務大臣 政府は従来から、昭和三十一年の統一見解を踏まえて、誘導弾等の攻撃が行われた

場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾による攻撃を防御するのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上法理的には自衛の範囲に含まれる可能であると解してきているわけでございます。

先ほど申しましたけれども、その上で、御指摘の点については、さらなる、いかなる場合に他に手段がないと認められるかを含めて、我が国としていかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛範囲に含まれるかということについては、実際に発生した武力攻撃の規模や態様に即して個別具体的に判断されるべきものであつて、例えば、米軍等の他国の支援の有無といった限られた要件のみをもって判断できるものではない、このように考えております。

○篠原（豪）委員 自衛隊は専守防衛に徹することを基本方針としてきたので、敵基地攻撃能力は保有していません。たとえ保有しても違憲とまで言えず、基本方針にも、もし、それは変更をちよつとしたにすぎないんですよということであるのであれば、これはどうなのかなというので、また議論が必要だと思えますけれども。

今、ケース・バイ・ケースで考えていくという話をなさいましたけれども、実際に抑止力として使えるものというのがどういふものであるかということ、やはりこれはきちつとしないと、どこが必要最小限度だとうときに、これはきちつと、どういふ場合がどうであるというふうには話をして

第 31 回国会衆議院内閣委員会昭和 34 年 3 月 19 日

○伊能国務大臣〔防衛庁長官〕 [略] 設例として、国連の援助もなし、また日米安全保障条約もないというような、他に全く援助の手段がない、かような場合における憲法上の解釈の設例としてのお話でございますから、例を飛行機とか誘導弾とかいろいろなことでございますが、根本は法理上の問題、かように私どもは考えまして、誘導弾等による攻撃を受けて、これを防御する手段がほかに全然ないというような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るといふことは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。そういうような場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくといふことは、法理的には自衛の範囲に含まれており、また可能であると私どもは考えております。しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起りがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているといふことは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない、かように私どもは考えております。

第 24 回国会衆議院内閣委員会昭和 31 年 2 月 29 日

○船田国務大臣〔防衛庁長官〕 [略] 日本とアメリカとの間におきましては、国土の防衛につきまして安保条約のあることは御承知の通りであります。ただいま御質問のような場合は、おそらく行政協定第二十四条の発動によりまして、共同作戦をしなければならぬというような場合になるかと存じます。従いまして、そういう場合において大作戦をするといふことは、わが国の自衛隊の力ではできませんし、また自衛の範囲内という問題から、これは問題が起ると思ひます。さような場合においては、おそらく米国の空下の活動あるいは艦船の活動といふことがあると思ひますので、大体においてさような場合においては、いわゆる他に方法があるといふことになるかと存じます。

第 24 回国会参議院予算委員会昭和 31 年 3 月 13 日

○国務大臣〔防衛庁長官〕(船田中君) 急迫不正な侵害がございまして、そうしてこのままではもう自滅を待つ、そうして普通的手段によって、先ほど申し上げましたように、行政協定第二十四条によってどういう措置を講ずるか、あるいは国連に提訴する、そういう手段よりほかにもう方法がない、米軍の飛行機の援助も得られないというような万やむを得ない場合におきまして、自衛隊が敵基地を攻撃することは可能である、こういうことを申したのでありまして、その点におきまして、総理大臣の答弁されておりますことと、私が答弁いたしておりますこととは、何ら食い違つてはおりません。

第 28 回国会衆議院内閣委員会昭和 33 年 3 月 28 日

○岸国務大臣〔内閣総理大臣〕 私は、大体の趣旨はそういうものだ、こういうことを申しております。それが不明確だというお話があるのは、結局鳩山内閣のときにお答えしているように、他に方法がない場合にはこれをやらざるを得ない。たとえば一つの設例として言えば、アメリカの空軍でもって爆撃をしてもらいますけれども、アメリカの空軍が撃墜されて一つもおらなくなって、それを補うのには相当の時日がかかるというような場合に、その間は自衛隊の空軍がおるという場合において、日本の安全を保障するのにどうするかという事態を考えてみますときに、方向としては今石橋委員のお話の通り、また鳩山内閣当時お答えしている通りであります。他に方法のないときにはやむを得ない、他に方法のある限りにおいてはそれでやる。その他の方法としては、日米安全保障条約の趣旨によってアメリカにこれを分担してもらおうというのが私は大筋だ、こう考えております。

第 156 回国会参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会平成 15 年 5 月 22 日

○国務大臣〔防衛庁長官〕（石破茂君） [略] そして、敵基地攻撃云々かんぬんの話でございますが、これも一緒の話でございます、急迫不正の我が国に対する組織的、計画的な武力の行使があった、ほかに取るべき手段がないと、そして必要最小限ということですね。そうしますと、じゃほかに取るべき手段があるではないかということになりますと、それはそちらの方へ行くわけです。それが日米安全保障条約なのかもしれない。

そういうことでありまして、しかし、論理上ほかに取るべき手段が何もなくなっちゃったということが絶無かといえ、それはそうではないであろう。そして、必要最小限ということは、例えばある国が日本に対してミサイルを撃とうとする、そうするとピンポイントでその基地だけをたたくということであって、その国土全体に対して攻撃を加えるようなことでは全くございません。

したがって、法理上そういうことはあり得ないとは言わないが、しかしながら現在においては、日米安全保障条約そして防衛協力のための指針によって、北朝鮮のそういうミサイル攻撃に対してはアメリカ合衆国の打撃力にゆだねるということになっておるわけでございますから、現在そういうことは起こり得ないということでございます。

法理上はあり得るが現在はそれはあり得ないし、そしてそれが日米安全保障条約の実効性を高めるように更に私どもは努力をしていくということでございます。国民の皆様方に対しましてこの辺りをきちんと御説明をしていく責務は我々にはあらうと考えておるところでございます。

第 156 回国会衆議院決算行政監視委員会平成 15 年 6 月 4 日

○石破国務大臣〔防衛庁長官〕 [略] 今その能力を我が国は持つつもりはなく、それはアメリカの打撃力にゆだねるのだ、こういうやり方をとっております。その方針を変えるつもりはございません。

しかしながら、よく、敵基地攻撃能力を持つべきだという御議論があつて、そのときに、すぐそんな能力が持てるかのごとき議論をされる方があります。それは、今のF15にいたしましても、先生御指摘のように、一機百億というのを二百機持っております。しかし、それは要撃戦闘機として敵の戦闘機を空中においてたたくという能力は持っておるのでありますが、敵基地をたたくという能力を持っておりません。[略]

第162回国会衆議院安全保障委員会平成17年4月15日

○大野国務大臣〔防衛庁長官〕 [略] 日米間の適切な役割分担を通じて、現時点で敵基地攻撃を目的とした装備を保有する気持ちは全くない、このことははっきりと申し上げたいと思います。

第162回国会衆議院安全保障委員会平成17年5月12日

○大野国務大臣〔防衛庁長官〕 [略] 今古川委員御自身もおっしゃったとおり、日本の防衛の考え方、これは日米安全保障条約のもとにおいて、専守防衛を基本とする、こういうことであります。したがいまして、日米間でやはりそこに役割分担がある、私はこのように思います。

この役割分担とは何か。我々としては、敵基地攻撃というのは、法理論的には今申し上げた意味で可能でありますけれども、敵基地攻撃を目的とした装備というのは考えておりませんし、そのような攻撃を目的とした長距離巡航ミサイルというようなものも考えておりません。

御存じのとおり、日米防衛協力のための指針を読みますと、自衛隊というのは、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行う。アメリカの方は、自衛隊の行う作戦を支援し、米軍は自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する、このように書いてあるわけでありまして。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、攻撃力を有する部隊の使用を考慮する、こんなふうに書いてありまして、そこに役割分担がある。

法理的にはそういうことは可能だとしても、今の政策として、私はそのようなことは考えるべきことではないし、そのような装備も持つべきではない、このように思っておるところでございます。

第171回国会参議院決算委員会平成21年4月24日

○国務大臣〔防衛大臣〕(浜田靖一君) [略] 一方、現実的に自衛隊の装備体系の在り方としては、従来から敵基地攻撃を目的とした装備体系の保有を考えておりません。その理由としては、当然、これは、我が国に対して誘導弾等により攻撃が行われるような場合に、ほかに全く支援を受ける手だてがないような事態は現実の問題としては起こり難いということ。そしてまた、我が国は日米安保体制の下、日米間の適切な役割分担によって我が国の平和と安全を期することとしているということが理由であります。[略]

第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会平成 27 年 9 月 9 日

○政府参考人〔防衛省防衛政策局長〕（黒江哲郎君） 新たなガイドラインの記述の細部につきましての御質問ですので、私からお答え申し上げます。

委員御指摘の部分につきましては、日本に対する武力攻撃が発生した場合の日米間の役割分担について触れた記述であるということでございます。その中で、領域横断的な作戦というところにありますのは、「米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。」という、そういう記述がございます。ここで申しておりますのは、米軍は自衛隊を補完するわけでございますので、自衛隊の能力の及ばないそういう作戦を行うという、そういうことを意味しておる、そういう記述でございます。

他方、後段にございます、そういう作戦を米軍が実施する場合に自衛隊は必要に応じて支援を行うことができるとあるわけですが、これは、米国が行いますそういう打撃力を伴う作戦に対しまして自衛隊が能力の及ぶ範囲内で米軍を支援するという、そういう位置付けであるということでございます。

ですので、自衛隊が米軍と同じような作戦をやるということではございません。といたしますのは、打撃力を伴う作戦というのは元々自衛隊ができないので米軍が行うということをごここに書いてある、そういうことでございます。ですので、ここに書いてあります自衛隊が行う支援という中身は、これは例えば、まさに補給でありますとか情報を提供するという、そういう我々ができる範囲での支援であるという、そういうことでございます。

また、なお、一九九七年のガイドラインにおきましても、自衛隊と米軍の役割といいますのは基本的に現行、今回のガイドラインと全く同じでございますので、申し添えたいと思います。